



大阪
社会
保険
時報



日本のかたち②

「おみくじ物語」＝神頼み大好き人間の私たちは、お参り即、大吉を願っての運占いとなる。何事にも几帳面で信心深い日本人を自負している、私たちの行動パターンであるから。その習慣に、天下の仕組みが巧みに迎合し、「日本人の生活の形」として定着しているのだ。なかには不届者が、気に入らないおみくじをポイ捨てし、それを通行人が踏みつける失礼を避けるため、神社はいろいろな方法で、こんな案を編み出し、一定日ごとに焼却処分をしてくれている。とにかく世のなかは面白い。こんな心を持つ日本人は、平和人なのだ。(住吉大社にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 国民年金保険料の金額が変わります ● 平成25年4月から9月までの年金額は昨年と同じです！
- 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引き上げについて
- 平成25年1月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します
- 協会けんぽからのお知らせ ・平成25年3月分からの協会けんぽの保険料率は、据え置きとなり、変わりません
・被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします ・平成25年度の健診のご案内
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！

職場内で回覧しましょう

国民年金保険料の 金額が変わります



平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料は、月額15,040円となります。

納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合があります。国民年金保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

国民年金保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、便利で安心・確実な口座振替や、クレジットカード納付、前払いすると割引のあるお得な前納制度もありますので、ぜひご利用ください。

失業等の経済的な理由により、保険料を納めることが困難な場合には、「免除制度」「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」がありますのでご利用ください。申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当、年金事務所窓口へお願いします。

平成25年4月から9月までの 年金額は昨年と同じです！

平成24年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率は0.0%でした。

この結果、平成25年4月から9月までの年金額は、改定が行われないこととなり、平成24年度と同じ額となります。

主な年金給付の金額	平成25年3月まで		平成25年4月から	
	金額	金額	金額	金額
老齢基礎年金〔満額〕	786,500円	786,500円	786,500円	786,500円
障害基礎年金〔一級〕	983,100円	983,100円	983,100円	983,100円
	〔二級〕	786,500円	786,500円	786,500円
遺族基礎年金〔子1人〕	1,012,800円	1,012,800円	1,012,800円	1,012,800円
	〔基本額〕	〔786,500円〕	〔786,500円〕	〔786,500円〕
〔子の加算額〕	〔226,300円〕	〔226,300円〕	〔226,300円〕	〔226,300円〕

特例水準の解消について

現在の年金額は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わずに年金額を据え置いたことなどによって、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）となっております。

この特例水準について、現役世代（将来、年金を受け取る人）の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るため、平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が、平成24年11月に成立しました。

この法律は、平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降（12月支払い分以降）の年金額は、4月から9月までの額から1.0%引き下がることとなります。

なお、解消のスケジュールは、「H25.10 ▲1.0%」、「H26.4 ▲1.0%」、「H27.4 ▲0.5%」です。

特別支給の老齢厚生年金の 受給開始年齢の引き上げについて

平成12年の法律改正により、昭和28年4月2日以降に生まれた男子の方から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が平成25年度から平成37年度にかけて順次65歳へ引き上げられます。

また、坑内員または船員としての実際の加入期間が15年以上ある方についても平成30年度から平成42年度にかけて順次65歳へ引き上げられます。

この支給開始年齢の引き上げに伴い、60歳前半における老齢厚生年金の繰上げ請求ができることとなりました。

年金に関するお知らせ(老齢厚生年金のお知らせ)の送付について

対象

昭和28年4月2日以降に生まれた男子の方から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が61歳以降に引き上げられる方で、老齢基礎年金の受給資格があり特別支給の老齢厚生年金の受給権がある方（厚生年金保険の被保険者期間が12月以上の方）

送付時期

60歳到達の3カ月前

お知らせ内容

- ・現時点での加入記録
- ・年金見込額

お知らせの様式



老齢厚生年金の繰上げ請求時の留意点について

老齢厚生年金は原則として「受給開始年齢」から受け取れますが、「受給開始年齢」になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより繰り上げて年金を受け取れます。

繰り上げて年金を受け取る場合の主な注意点は次のとおりです。

- ・年金額は、生涯にわたって減額されます。
- ・老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求することになります。一方のみ繰り上げることはできません。
- ・繰り上げて年金を受け取ることを希望する場合は、年金見込額や手続き方法等を含め、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターでご相談ください。

平成25年1月末から

「気になる年金記録、 再確認キャンペーン」 を開始します



年金記録問題については

日本年金機構は、さまざまな手段を使って、持ち主が分からない記録の持ち主を探しています。

日本年金機構で、紙台帳にある記録とコンピューターの記録とを突き合わせ、持ち主不明の記録を本来の持ち主のものとするはもちろん、皆さまに「ねんきん特別便」をお送りし、お心当たりの記録についてお尋ねしてまいりました。しかしながら、いまなお持ち主が分からない「未統合の記録」が多数残っているのが現状です。

具体的には

- 年金受給者、被保険者すべてに個別に「ねんきんネット」利用のためのアクセスキーを郵送し、ご自身の記録確認を呼びかけます。
- もれや誤りが起こりやすいケースを分かりやすいチェックリストにまとめ、上記の郵便やリーフレットで周知し、気づきの機会をできるだけ増やします。
- 気になる年金記録がある方には、年金事務所等においていただき相談をお受けします。といった取り組みを行う予定です。

このたびの「気になる年金記録、 再確認キャンペーン」について

年金記録問題の解決なくして、わが国の年金制度に対する皆さまの信頼を回復することはできないと、日本年金機構では考えております。

ただし、その解決については、皆さま1人ひとりのご理解とご協力が不可欠です。このため、手がかりがつかめない記録について、ご本人から心当たりの記憶を申し出ただき、1件でも多くの記録が本来の持ち主につながることを目指し、平成25年1月末を目途に、集中的な取り組み（キャンペーン）を開始します。

年金事務所等にご相談ください

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

くわしくは日本年金機構 HP でご覧になれます。
HP アドレス : <http://www.nenkin.go.jp/>

約9人に1人、年金記録が見つかっています

若い頃に勤めていた
記録が見つかった

例
年額98万円→234万円

結婚前の旧姓の
記録が見つかった

例
年額43万円→154万円

名前の読み方が誤って
登録されていた記録が
見つかった

例
年額0円→137万円



協会けんぽからのお知らせ

平成25年3月分からの協会けんぽの保険料率は、
据え置きとなり、変わりません

健康保険料率

平成25年3月分からも

大阪支部

10.06%

介護保険料率

平成25年3月分からも

全国一律

1.55%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わり、**合計11.61%**になります。

被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、被扶養者の方が、現在もその状況にあるかの確認のため、毎年度、5月末から7月末までの間、被扶養者資格を再確認させていただいております。

協会けんぽから再確認の対象者を記載した「被扶養者状況リスト」を送付しますので、被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、専用の返信用封筒にて被扶養者状況リストをご提出していただきます。

平成24年度実績

削除人数：約9万人

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)：約35億円

再確認の対象となる方

協会けんぽ加入の全被扶養者(ただし、次の被扶養者を除きます)

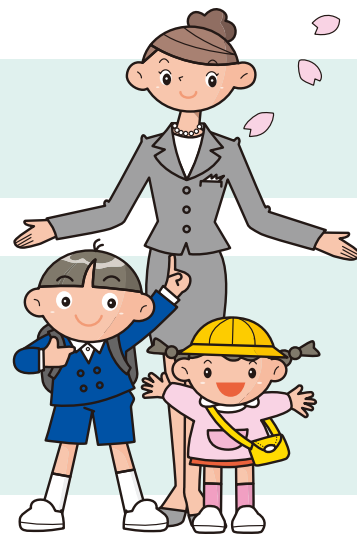
- ①平成25年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②平成25年4月1日以降に認定を受けた被扶養者

※すべての被扶養者が上記①または②に該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リストは送付いたしません。

削除となる被扶養者がいた場合

被扶養者から削除となる方がいた場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要な事項を記入し、該当する方の健康保険証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへご提出していただきます。

被扶養者状況リスト送付および提出時期

送付時期：平成25年5月末から6月末(順次送付)**提出期限**：平成25年7月末日

この再確認は、**保険料負担の軽減につながる大変重要な事務**ですので、ご多用中恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

くわしくは、協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

平成25年度の健診のご案内

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくために、健診を実施しております。年度内（4月～翌年3月）に1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助いたします。
※被保険者の方と被扶養者の方では、受診できる健診の種類、健診機関、申込方法が異なりますのでご注意ください。

被保険者および被扶養者の健診申込から受診までの流れ



被保険者(ご本人)さま

生活習慣病予防健診(一般健診)

◆対象者 35歳から74歳の方

①健診実施機関へ
予約する②申込書を
記入する③申込書を
協会けんぽへ
郵送する④予約日に
健診を
受診する

- 3月下旬にお送りしました申込書は平成25年1月8日時点のデータをもとに作成、送付をしています。健診の対象となる方で、お名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、あわせてお送りしました手書き用の申込書でお申し込みください。
- 健診の受診日が近くなると予約された健診実施機関から問診票や検査キット等が届きますので、ご確認ください。



被扶養者(ご家族)さま

特定健康診査

◆対象者 40歳から74歳の方

①受診券の受け取り・配付
4月に被保険者さまのご住所あてに被扶養者
さまの受診券を直接お送りしております。②健診実施機関へ
予約する③予約日に
健診を
受診する

- 受診券は、平成25年1月21日時点のデータをもとに作成、送付をしています。
- 平成25年1月22日以降に加入登録された方、保険証の記号番号が変更された方、受診券を紛失された方は、「特定健康診査受診券申請書」にて、受診券の交付申請をお願いいたします。



特定健康診査の受診券については、これまで事業主さまあてに対象者全員の受診券を送付していましたが、平成25年度より、被保険者さまのご住所に被扶養者さまの受診券を直接お送りしております。被保険者さまのご自宅に郵送できなかった方などの受診券については事業主さまあてに送付しますので、被保険者さまを通じ、被扶養者さまのお手元に届くよう、ご協力をお願いいたします。

健診の申請手続きや検査項目の詳細は、3月下旬にお届けいたしました健診のご案内またはホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました!

ライフプランに合わせて年金額の試算ができます!

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの?」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの?」
など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、
あらかじめご了承ください。

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!

いつでも、最新の年金記録が確認できます!

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」
などの内容がご自宅で確認できます!



具体的な年金見込額試算の例

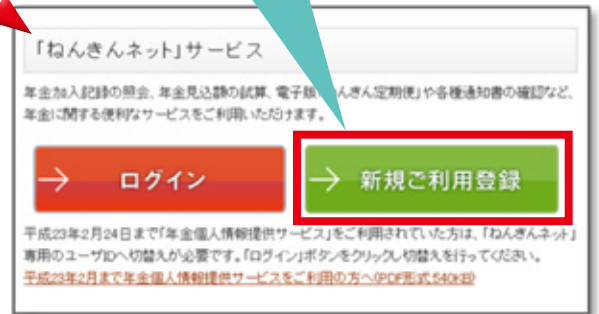
	これまで	ねんきんネット
中高年の方	<p>58歳男性の例</p> <p>ねんきん定期便での見込額(※)</p> <p>61歳～64歳 795,000円 65歳～ 1,812,500円</p> <p>※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提</p>	<p>今後の給料の入力</p> <p>現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円</p> <p>見込額 (在職老齢年金)</p> <p>61歳～64歳 637,500円 65歳～ 1,910,700円</p>
	<p>33歳女性の例 (厚生年金に13年加入)</p> <p>ねんきん定期便での見込額(※)</p> <p>380,600円</p> <p>※これまでの加入実績のみでの見込額</p>	<p>今後の給料の入力</p> <p>現在の仕事を継続 60歳まで 給与 200,000円</p> <p>60歳まで加入後の見込額</p> <p>1,356,000円</p>

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット (申請用トップページ)」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144